

# 11 八幡平市立西根中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

## (1) いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### ① 基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、「いじめは、どの学級・学年にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することが無いように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行います。

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ・生徒同士、生徒と教員など、校内における温かな人間関係を築きます。
- ・いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ・いじめ問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深めます。

### ② いじめとは

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの状態には、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返される。
- ・意図的な仲間外れ、集団による無視をされる。
- ・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりし、または、たかられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン、SNSで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## (2) いじめの未然防止のための取り組み

### ① 教職員による指導

- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という教職員の姿勢を様々な活動を通して生徒に示す。
- ・生徒が主体となって、いじめゼロに向けた集会等を企画・運営できるよう支援する。
- ・生徒一人ひとりの変化に気付く鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することのないよう細心の注意を払う。
- ・常に「いじめはいつでも起こりうる」という危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。

### ② 家庭・地域との連携 等

- ・生徒が発する変化のサインに気付くことができるよう啓発活動を行うとともに、気付いた場合、学

校へ相談することの大切さを伝える。

- ・スマートフォンやインターネットの使い方、モラル等の啓発と協力をお願いする。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、校報や指導部通信、PTA総会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### ③ いじめ防止のための組織（法 22 条：必置）

いじめの防止等を実務的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 【構成員】 校長、副校長、生徒指導主事、教務主任、学年主任、
- 【内 容】 ・アンケート調査並びに教育相談に関すること  
・いじめ事案に対する対応に関すること
- 【開催期】 ・既存の毎週開催している生徒指導情報交換会「木 2 指導会」を活用し、問題を有する生徒について、現状や指導についての情報交換、共通行動についての話し合いを持つ。  
・いじめ事案発生時いじめ認知のため構成員の半数以上で緊急開催する。（随時）

## （3）早期発見の在り方

### ① 職員の基本姿勢

- ・生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、良好な人間関係を築いておく。  
生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間、放課後の雑談等の機会を、生徒の情報収集の大切な場とする。
- ・生徒理解を共有する。  
担任や教科担任が互いに気になる状況がある場合は、些細なことでも必ず情報交換をする。  
日常から、学級内のグループ及びその人間関係の把握をし、また、遊びやふざけのように見えるものの中に気になる行為があるかどうか等を観察する。

### ② アンケート及び教育相談の実施

- ・定期的な教育相談の機会とは別に、いじめに特化したアンケートを年 3 回実施する。  
5 月中旬（GW・体育祭後）      10 月中旬（文化祭後）      2 月中旬（期末テスト前）

### ③ 地域や家庭との連携

- ・抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から家庭と連絡を取り合い良好な関係を築くよう努める。（悪い情報ばかりではなく良い情報についても連絡するなど）
- ・保護者会等で「気軽にどうぞ」とくり返す他、学級・学年通信、指導部通信などで SC の役割等についても紹介し、本校の相談体制を広く周知する。

## （4）いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

### ① 素早い事実確認・報告・相談

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、また、生徒や保護者から同様の相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し早い段階からの確にその解決に努める。
  - ・相談や訴えを受けた教職員は、情報を一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有し、早急な対応で、重大事態とならないよう対処する。
- ※ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害生徒を徹底して守り、**いじめの早期解決を図るため**、児童相談所や警察等関係機関と相談し、適切な援助を求める。

## ② 被害生徒・保護者と加害生徒・保護者への対応

	生徒に関わること	保護者に関わること
被害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辛く苦しい気持ちに共感し、全力で守ることを約束する。</li> <li>・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての確に把握し、迅速に初期対応する。</li> <li>・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問を実施し、生徒及び保護者に安心感を持たせる。</li> <li>・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。</li> <li>・我が子の話に耳を傾け、事実や心情を聞くように促す。</li> </ul>
加害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、事実を確認して、継続的にいじめをやめさせる環境を構築する。</li> <li>・いじめの理由や背景を突き止め、立ち直りの支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校はいじめられた生徒を守ることを第一優先に対応することを伝える。</li> <li>・指導経過を報告するとともに、事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。</li> <li>・被害生徒、保護者へ適切な対応（謝罪等）をするように伝える。</li> </ul>

※ 被害・加害生徒の保護者への連絡は、複数での家庭訪問等により直接会って丁寧に行う。

※ 必要に応じ、双方の保護者を交えた指導会を開催し、深い反省・謝罪の場を設定する。

## ③ ネットいじめへの対応

- ・情報の受信者・発信者としての必要な知識・能力を「技術・家庭科」での授業や、「情報モラル講演会」などで、生徒・保護者ともに学習する機会を設ける。
- ・不適切な書き込み等があった場合、家庭において問題の箇所を確認し、印刷・保存する。また、必要に応じて、家庭から外部機関(岩手警察署生活安全課等)に連絡する

## ④ 集団へのはたらきかけ

- ・いじめが認知された時は、被害・加害生徒だけの問題にせず、学級・学年・学校の課題として捉えさせる。  
「観衆」「傍観者」もいじめに加担している存在であること、集団の在り方でいじめを防ぐことができる、起きにくくすることができることを繰り返し徹底して指導する。
- ・体育祭や西中祭、部活動は、生徒が人間関係作りを学ぶ絶好の機会と捉え、生徒が他者と良好な人間関係を築いていけるよう適切に支援していく。

## (5) 重大事態への対処

### ① 重大事態の定義

ア	「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認める時		
例	・生徒が自殺を企図した場合	・金品等に重大な被害を被った場合	
	・身体に重大な傷害を負った場合	・精神性の疾患を発症した場合	など
イ	「相当の期間学校を欠席」することを余儀なくされている疑いがあると認める時		
	※ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、迅速に調査を行う。		
ウ	「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出」があった場合		

※ この時点で学校が「いじめの結果ではない」或いは「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。

② 調査組織の設置（法 28 条①：必置）と調査の実施

重大事態の発生（その疑い）が認められた場合は、市教育委員会へ速やかに報告し、その指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

<b>○ 重大事態への対処のための調査組織を設置</b>
※ 組織の構成については、専門的知識、経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。 ※ 「いじめ防止対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法も考える。
<b>○ 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施</b>
※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この時、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ※ たとえ学校側に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。 ※ 学校で先行調査している場合も、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を実施する。
<b>○ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供</b>
※ 調査で明らかになった事実について、経過報告も含め、適時に適切な方法で提供する。 ※ 関係者の個人情報に十分に配慮する。 ※ 得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立って、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する措置を取る。
<b>○ 調査結果を市教育委員会に報告</b>
※ 被害生徒、その保護者が希望する場合は、その所見文書の提供を受けて、調査結果に添える。
<b>○ 調査結果を踏まえた必要な措置</b>
※ 「4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）」に準じた措置、対応を取る。

**（6）学校評価**

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下2点を学校評価の項目に加え、適正に本取り組みを検証し、その結果を市教育委員会及び保護者に報告する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。